

**清須市夢広場はるひ
指定管理者選定申請要項（案）**

平成26年10月

清 須 市

清須市夢広場はるひ 指定管理者選定申請要項

1. 指定管理者の募集

清須市夢広場はるひは、市立図書館（平成24年7月開館）、屋外型文化公園（都市公園）（平成11年3月竣工）、はるひ美術館（平成11年3月竣工）からなり、福祉、文化を担う交流施設として、子どもから高齢の方まで、どなたでも楽しめるコミュニケーションゾーンとして利用されています。

平成24年度より、民間事業者等の創意工夫を活かし、市民サービスの向上とこれらの施設を一体的に管理運営し、効率的・効果的な事業展開を図るため、地方自治法第244条の2及び清須市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、指定管理制度を導入してまいりました。

そこで、指定期間満了による指定管理者の指定にあたり、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。提案をいただいた内容は指定管理者選定審議会で審査し、議会の議決後に指定管理者に指定します。

2. 施設の概要

- (1) 名称 清須市夢広場はるひ
(清須市立図書館、清須市はるひ美術館及びはるひ夢の森公園からなる複合施設)
- (2) 所在地 清須市春日夢の森1番地
- (3) 施設の内容、規模及び運営実績 別添[図書館年報]・[美術館年報]のとおり

3. 指定管理者が行う管理の基準

清須市夢広場はるひの設置及び管理に関する条例（平成23年清須市条例第18号。以下「夢広場条例」という。）、清須市図書館管理規則（平成24年清須市教育委員会規則第5号。以下「図書館規則」という。）、清須市はるひ美術館管理規則（平成24年清須市教育委員会規則第2号。以下「美術館規則」という。清須市都市公園条例（平成17年清須市条例第131号。以下「公園条例」という。）及び清須市都市公園条例施行規則（平成17年清須市規則第110号。以下「公園規則」という。）の規定によるものの他、清須市が指示する管理の基準に従って、清須市夢広場はるひの管理及び運営を行うものとします。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 夢広場条例、公園条例、図書館規則、美術館規則及び公園規則に基づく、使用の許可及びその取り消し並びにその他清須市夢広場はるひの利用に関すること。
- (2) 夢広場条例、公園条例、図書館規則、美術館規則及び公園規則に基づく、利用料金の徴収及び還付に関すること。
- (3) 清須市夢広場はるひの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他、清須市夢広場はるひの管理運営及び利用者サービスに必要な業務
別紙「清須市夢広場はるひの各施設の指定管理業務仕様書」の通りとします。

5. 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間。ただし、この期間は清須市議会の議決により確定することとなります。

6. 指定管理料

指定管理料は、清須市の予算見込額を上限額とし、提出された収支予算書を参考に清須市と指定管理候補団体との間で協議の上決定します。なお、指定管理料は夢広場はるひの管理運営に係る全ての経費とし、仕様書において清須市が負担すると定めた経費は除きます。

予算見込上限額（消費税等別） 121,207千円（1年間）

※ 法律に基づく経費については、変動を認めるものとします。

7. 利用料金及びその他の収入

利用料金制度を適用するため、指定管理者は、清須市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画、実施する各事業の収入等を、自らの収入とするものとします。

ただし、行政財産の目的外収入及び太陽光発電の売電収入、その他清須市の収入とすべきものは除きます。

8. 申請の資格

- (1) 清須市夢広場はるひを指定期間中、安全かつ適正に、また効率的に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）とし、個人は除くものとします。
- (2) 共同体で申請する場合は、代表者を定めてください。（他の法人等は、構成員として取扱います。）なお、単独で申請した法人等は、共同体申請の構成員になることはできません。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないものとします。
- (4) 清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規定（平成17年訓令第34号）に基づく指名停止期間中でないものとします。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされているものとします。
- (6) 法人税等について滞納していないものとします。
- (7) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員に、次のアからウのいずれかに該当する者がいないものとします。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する警備業の認定を受けた事業所とします。

9. 申請手続き

- (1) 申請要項の配布

- ・ 期 間：平成26年10月1日（水）から平成26年10月21日（火）まで
- ・ 時 間：午前9時から午後5時まで

- ・ 場 所：清洲市民センター（月曜休館。月曜が休日の場合、その直後の平日が休館）
清須市教育委員会事務局教育部生涯学習課
〒452-0492 清須市清洲弁天9 6 番地1
Tel 052-409-6471 FAX 052-409-8882
- ・ そ の 他：清須市ホームページからも必要書類をダウンロードできます。

(2) 施設の視察及び説明会の実施

- ・ 日 時：平成26年10月8日（水） 午後2時から2時間程度
- ・ 場 所：清須市立図書館 2階 研修室 清須市春日夢の森1 番地
- ・ 内 容：申請要項等の説明
- ・ 参加人数：一団体につき4名まで
- ・ 申 込 先：清須市清洲市民センター：（月曜休館。月曜が休日の場合、その直後の平日が休館）
清須市教育委員会事務局教育部生涯学習課
Tel 052-409-6471
Eメールアドレス：shogaigakushu@city.kiyosu.lg.jp
- ・ 参加を希望される方は、申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、平成26年10月8日（水）午前10時までに上記のメールアドレスに送信してください。（メールでのみ受付。なお、件名は「清須市夢広場はるひ指定管理説明会【会社名】として下さい。」なお、受付後、電話にて確認しますので、必ず電話番号と出席者名の漏れがないようにしてください。
- ・ 参加希望のない場合は、実施しません。

(3) 申請に関する質問と回答

- ・ 受付期間：平成26年10月9日（木）～10月15日（水）
- ・ 受付時間：午前9時から午後5時まで
ただし、10月15日（水）は正午まで
- ・ 受付方法：質問書（様式第2号）に必要事項と、質問事項を簡条書きとし、前述のメールアドレスに送信してください。（メールでのみ受付。なお、件名は「清須市夢広場はるひ指定管理要項質問【会社名】」として下さい。）
- ・ 回答方法：質問に対する回答は、質問者に対しメールにて回答します。回答は、質問書が届いた日の次の日から起算して原則5日以内（10月17日（金）まで）に行います。

10. 申請書類の受付

- ・ 受付期間：平成26年10月21日（火）～10月24日（金）
- ・ 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
ただし、10月24日（金）は正午まで
※申請書受付時に、「8. 申請の資格」要件のヒアリングを行いますので、提出日時が決まりましたら事前にお電話で連絡をお願いします。
- ・ 提出場所：清須市清洲弁天9 6 番地1
（清洲市民センター：月曜休館。月曜が休日の場合、その直後の平日が休館）
清須市教育委員会事務局教育部生涯学習課
Tel 052-409-6471 Fax 052-409-8882
- ・ 提出方法：直接持参に限る（郵送は不可）
- ・ 提出部数：①指定管理者指定申請書 （様式3号関係） 正本1部

②誓約書	(様式4号関係)	正本1部
③グループ応募構成表	(様式5号関係)	正本1部
④委任状	(様式6号関係)	正本1部
⑤事業計画書	(様式7号関係)	正本1部、副本14部
⑥収支予算書	(様式8号関係)	正本1部、副本14部
⑦団体の概要	(様式9号関係)	正本1部、副本14部

(別添として、パンフレット等や管理運営している類似施設の実績のわかる資料があれば添付してください。)

⑧財務状況に関する書類

ア 法人の場合

- ・過去3年間の貸借対照表、損益計算書又は収支計算書、財産目録及びこれらに相当する書類 各正本1部
- ・定款、寄付行為、規約、登記事項証明書、印鑑証明書、その他これらに類する書類 各正本1部
- ・過去3年分の納税証明書(法人税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、消費税及び地方消費税) 各正本1部
- ・団体の役員名簿 正本1部

イ その他の団体の場合

- ・法人の定款、寄付行為、登記簿謄本等これらに相当する書類 各正本1部
- ・過去3年分の納税証明書(所得税、県民税、市(町)民税、消費税及び地方消費税) 各正本1部
- ・団体代表者の身分証明書 正本1部

⑨警備業法に基づく認定証

⑩その他清須市長が指示する書類

- ※1 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。(複写機による写しは可とします)。
- ※2 提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。
- ※3 申請書類を提出して後に辞退をする際には、辞退届(様式第10号)を提出してください。
- ※4 申請書類は審査のため、選定審議会の委員に配布します。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

11. 選定方法及び結果通知

- ・ 審査：書類審査及びプロポーザルによるヒアリングにおいて優先候補団体を決定します。(非公開で実施)
- ・ 選定結果は、申請者(代表者)それぞれに郵送にて通知します。
- ・ 選定委員会は、平成26年10月下旬に実施予定。

<選定の基準>

- 1 施設設置の目的が達成できること。
- 2 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向

上が図られるものであること。

- 3 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

12. 指定管理者候補者選定後に関する事項

(1) 候補者との協定締結

選定審議会において候補団体が決定したならば、速やかに候補団体と管理運営業務の細目協議を行い、「仮協定」を締結します。

(2) 指定管理者の指定の議決

指定管理者の指定に関する事項については、議会での議決を経て指定管理者候補者を指定管理者として指定します。なお、議会の議決を得られない場合は、指定管理者の候補者を指定管理者として指定できません。

(3) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、清須市が想定する主要なリスク分担の方針は、別紙「夢広場はるひの各施設の指定管理業務仕様書」に示す「責任分担（責任区分の明確化）」のとおりとします。

(3) 協定締結前における指定等の取消し

指定管理者候補者又は指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者候補者としての選定又は指定管理者の指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者が行う業務の履行が確実にないと清須市が認めた場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと清須市が認めた場合

(4) 指定管理者との協定について

指定管理者としての指定を行った後、管理に係る細目的事項、清須市が支払うべき指定管理料の額等を最終的に定めるため、清須市と指定管理者は「協定」を締結し、協定書を作成します。

この場合、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」を締結するものとします。

協定の解釈について疑義が生じた場合、又は協定に定めのない事項が生じた場合には、清須市と指定管理者が誠意を持って協議するものとします。

(5) 業務の引継ぎ

指定管理者は、業務の開始時及び終了時に次の引継ぎ業務を行うものとします。

- ① 初日から円滑な業務開始ができるように事前に十分な事務引継ぎと打合せを行うものとします。なお、これに係る費用は、指定管理者の負担とします。
- ② 指定管理の終了又は指定の取り消しにより業務を終了するときは、その後の施設の管理運営に支障が生じないよう後任事業者に必要な業務の引継ぎを行うものとします。

指定管理料積算資料（税別）

【歳入】

(単位：千円)

項 目	図書館	美術館	公 園
諸収入			
施設・設備使用料		1 6 7	4 5 0
観覧料		4, 1 7 8	
その他収入	3 7 5	1, 2 9 0	
合 計	3 7 5	5, 6 3 5	4 5 0

【歳出】

(単位：千円)

項 目	図書館	美術館	公 園
人件費	4 2, 3 0 6	1 8, 4 5 7	
事務費			
消耗品費	3, 4 6 7	1, 3 4 7	
通信運搬費	8 0 1	5 1 4	
管理費			
光熱水費	1 0, 2 4 6	1, 6 6 6	
修繕料	1, 1 1 2	5 5 6	
設備保守・委託料	1 0, 1 8 2	3, 3 5 0	3, 7 8 6
図書マーク使用・委託料	1, 4 4 1		
器具使用料	9 7 5	4 4 8	
各種使用・手数料	1 9 3	1, 1 8 0	
物件費			
図書購入費	1 1, 1 1 2		
負担金			
各種負担金	9 6	4 7	
事業費			
特別・企画展	7 6	1 1, 5 6 2	
その他経費	2, 0 3 6	6 9 9	1 2
合 計	8 4, 0 4 3	3 9, 8 2 6	3, 7 9 8

【差引】

(単位：千円)

指定管理料合計	図書館	美術館	公 園
1 2 1, 2 0 7	8 3, 6 6 8	3 4, 1 9 1	3, 3 4 8

※参考

H24～H26：年間指定管理料 1 1 9, 9 0 2千円（税別）

夢広場はるひ配置図

